

特別な償却方法の承認通知書

1 使用目的

「特別な償却方法の承認通知書」は、減価償却資産の特別な償却方法の承認申請について、承認の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合は「又は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「 の属する事業年度」の空白箇所には、その承認をした日を記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る資産の全部について申請のとおりに承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請に係る資産の一部について却下する場合には却下の理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等に、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。